

令和4年9月20日（火曜日）

経済観光委員会

第4委員会室

出席議員

常盤真功、東影 昭、宮下和也、木村達夫、
八木隆次郎、石堂大輔、萩原唯典、森由紀子、
伊藤大典

再開

9時55分

産業局

9時55分

口頭報告

・台風14号への対応状況について

前回の委員長報告に対する回答

・農水産物のブランド化推進事業については、ユーチューブでの動画配信やイベントの開催など情報発信に主眼を置くだけではなく、動画を視聴した方やイベントに参加した観光客等の感想や意見を集約することでブランド価値の向上に生かすとともに、観光スポーツ局とも連携し、兵庫デスティネーションキャンペーン等の観光施策を通して本市の食の魅力を高められるよう取り組まれないことについて

農産物のブランド化を推進する上で、観光客等の意見や消費者ニーズの把握と分析は重要であると認識している。そのため、各イベント開催時にアンケート調査を実施し、参加者等の感想・意見の分析を行い、ブランド価値の向上に積極的につなげていきたいと考えている。

また、旬の食材やイベント情報は、観光スポーツ局や登録DMOとなった姫路観光コンベンションビューローと情報を共有し、兵庫デスティネーションキャンペーン等の観光施策と連携できるように調整を進めていく。

報告事項説明

- ・中央卸売市場移転再整備事業の進捗状況について
- ・緊急経済対策（産業局所管事業）について
- ・現中央卸売市場の跡地活用の検討方針について

質問

10時18分

（質問）

現中央卸売市場の跡地について、市立高等学校の統合校の新設を前提に、市が約6割ある民有地の取得を目指すとの方針が示されたが、用地取得交渉に関しては、中央卸売市場が中心になって行うのか。それとも

教育委員会や政策局と一緒にすることになるのか。

（答弁）

まだ正式に決定したわけではないが、地権者への説明会の開催については、市場が関わらなければならないものの、その後の用地交渉等を卸売市場事業特別会計から給与が支払われている市場職員が行うのはあり得ないと思っている。

令和5年3月に新市場へ移転した後、現市場の解体撤去や土地の賃貸借契約の解除、それまでの借地料の支払いなどが市場の仕事である。

ただ、これまで地権者との関わりがあるのは市場だけである。用地交渉を教育委員会が行うのか、それとも市長部局に専門部署を設けて行うのか分からないが、担当する部署へしっかり引き継ぎしていく。

（質問）

市場跡地の取得について、頭出しの部分には市場が関与するが、その後は教育委員会もしくは新設される専門部署で行うため、質問する場合は専門部署等へ行くべきという理解でよいのか。

（答弁）

そうである。

（質問）

市場跡地の活用方法については、経済観光委員会における長年の課題であった。6割以上が借地であり、借地権の返還に当たっては区画整理等の実施が約束されていることなどから、どのような方法を取るにしても進めるのはかなり困難であると認識していた。

このたび突然、市場跡地に新たな市立高校をつくるという話が出てきて、地権者から、そのような話は聞いていないといった反発の声が上がらないかと心配している。どのような経緯で方針決定がなされたのか。

（答弁）

以前から、議会からも地権者からも市場移転後の跡地をどうするのかと質問されており、全庁的に検討し続けてきたものの、なかなか進展しなかった。

地権者や地域住民の市場跡地に関する意向等を確認するため、過去2回ほどアンケート調査を実施したところ、「学校・病院等の公共施設として利用してほしい。」「借地利用してほしい。」などいろいろな意見があったが、最も多かったのは「姫路市が方針を決めないから判断できない。」という意見であった。

令和5年3月の移転に向けた準備が着実に進み、賃貸借契約終了が近づく中、地権者から方針決定を急いでもらいたいとの強い要望があり、ようやく令和4年春頃から政策局を中心に、本格的に跡地活用の論議がなされ始めた。

同年2月、姫路市立高等学校在り方審議会の答申において、市立高校を1校に集約することや新設も視野に入れた再編が必要とされ、教育委員会において現地建て替えだけでなく新たな用地への建設についても検討していたことから、市場の跡地活用とマッチングして進んだものである。

教育委員会のスケジュールもあり、このタイミングで方針決定の発表になったが、地権者に対しては、市が学校用地として買い取る方針であると既に通知している。

現時点では、市が公共施設として市場跡地を活用する場合は学校しかないという考えであるが、地権者の意向によっては、民間事業者による活用も視野に入れ、別の用途を検討しなければならない。令和5年3月までに意向調査を実施して、その結果を基に判断することになる。

(質問)

地権者全員に納得してもらえるのか心配するが、反対意見等はあったのか。

(答弁)

市場跡地の活用方法については、もともと今定例会の経済観光委員会でも報告する予定であったが、本会議において質問があり、答弁すると翌日には新聞報道等がなされることから、急遽、地権者45人に市の方針を通知した。

今のところ、地権者からの反対意見を聞いていないが、実際にどのように思っているのかは把握していない。学校ができるのならよいという人もいるだろうが、地域全体のことを考えると別のもののほうがよいという人もいると思う。

地権者の同意を得るために一番大切なことは、新たな市立高校のコンセプトである。今後実施する地権者への説明会において、教育委員会がすばらしいコンセプトを示すことができれば、地権者や地元からも賛成してもらえないかと思う。

市場としては、建物を解体して更地にして返すとい

う賃貸借契約を結んでおり、覚書において、区画整理するとなっているため、境界画定のための準備は進めている。しかし、地権者が数代にわたって代替わりしている状況で、地権者の3分の2以上の賛成を要する区画整理を実施するのは非常に困難である。

(質問)

市場の敷地の約6割が借地とのことであるが、何筆ぐらいあるのか。

(答弁)

全体で約5万8,300平方メートル、そのうち借地が3万6,803平方メートルで、51筆、地権者は45人である。

(質問)

借地料の平米単価はどれぐらいで、年間で幾らぐらい支払っているのか。

(答弁)

平米単価は月額308円であり、令和3年度の決算額は約1億3,600万円である。

(質問)

新市場へ移転する意向の事業者数は、令和4年9月3日時点で94者中58者であり、同年6月から2者減少している。説明を聞いていて、令和5年3月13日の移転までにさらに減少するのではないかと感じたが、各事業者の移転に向けた問題には、どのようなものがあるのか。

(答弁)

高齢で後継者がいなくても移転して頑張ろうと思っていたが、コロナ禍に加えてウクライナ問題で原材料費が高騰し、もう続けるのは無理だという事業者が出て、移転事業者が減少している。

ただ、移転事業者の中には、もう少し区画が欲しいという意欲的な事業者もいることから、空き区画は解消できる見込みである。

しかし、品ぞろえが豊富なほうが市場は活性化するため、できる限り多くの事業者に移転してもらいたいという思いはある。意向調査では新市場へ行かないとしていたが行ってもよいという事業者が出てきていることから、事業者との協議の場を設けるなどして相談に乗りながら、現在の移転意向の事業者数を確保しつつ、できれば60者ぐらいまで増えればよいと思っている。

(要望)

新市場への移転については、場内事業者からの相談に丁寧に応じながら進めてもらいたい。

(質問)

現在、市が場外賑わい施設用地を所有している。議会から、引き続き整備方針についてしっかりと検討してもらいたいと要望しているが、数年の時間を要したとしても、あくまで賑わい施設を整備するのか、それとも、ある時期が来たら方向転換して売却等を検討するのか。

(答弁)

現時点では、新型コロナウイルス感染症が収束せず、インバウンドも回復していない。さらに、ウクライナ問題もあって、なかなか景気が回復しない。今は、賑わい施設の整備・運営主体を公募しても応募してもらえない状況ではないと考えている。

本市と同時期に開場予定で、やはり賑わい施設の整備を計画した他市においても、同じような状態である。

しかし、賑わい施設は新市場活性化の1つのツールであり、地元や場内事業者との約束でもあるため、簡単に用地を売却するつもりはない。いずれ必ず景気が回復してくるので、いつになるのか分からないが景気がコロナ禍以前の水準に戻ったときには、再度賑わい施設の整備にチャレンジしたいと考えている。

(質問)

緊急経済対策のプレミアム付きデジタル商品券事業は、コロナ禍において2回目の実施となる。

姫路市では、対象を市内在住者に限っているが、大阪市では、誰でも購入することができて、発行口数も100万口に近い規模で実施している。本市においても、事業実施に当たり対象を特定しないことなどについて検討したのか。

(答弁)

他都市において、対象店舗でPay Pay等のキャッシュレス決済を利用した人にポイント還元する事業が実施されており、本事業実施前に同様の仕組みについても検討した。キャッシュレス決済を利用した事業にすると、市外在住の人もポイントがもらえるようになり、市内事業者と市民だけでなく市外在住者の間でお金が動くことになる。

しかし、姫路市が予算をかけて行う事業なのだから、

姫路市民と市内事業者にメリットを享受してもらいたいと思い、市内在住者をターゲットに選択したものである。

今回はマイナンバーカード枠を設けて、事業目的にデジタル化の浸透を図るという新たな要素を加えている。

(要望)

対象を大きく広げる必要はないと思うが、市内事業者への支援という観点からすると、高砂や加古川、たつの等の姫路市周辺に住む人が姫路市内の店舗を利用するように促す施策を行ってもよいのではないかと思う。今後、同様の事業を実施する際には、周辺市町の在住者も対象とすることについて検討してもらいたい。

(質問)

市場跡地について、地権者から市が方針を出さなければ判断できないという意見があり、このタイミングで学校整備という方向性を示さざるを得なかったというのは理解できる。

一方で、地権者からの反対があり、学校整備が進まない状況になることを懸念している。市場跡地を市が買収すると地権者へ通知して、今のところ反対意見は出ていないとのことであるが、学校用地としてなら適正価格で買収に応じてもらえそうだという感触をつかんだ上での動きなのか。

(答弁)

以前に実施したアンケート調査では、借地のままがよいとか、民間による活用がよいとか、公共施設がよいとか、様々な意見があったので、今の段階では答えにくい。まずは全体会を開催して学校のコンセプトを説明し、時期や金額等の条件面を提示して、それぞれの地権者の反応を見てもいいと何とも言えない。

(要望)

学校は非常に公共性の高いものであり、市立高校を1校に統合するために使われるならよいと、地権者から理解が得られるのではないかという希望的観測を持つものの、これまでも地権者との間にいろいろな課題があったように聞いている。

現時点で地権者と関わりがあるのは市場だけなので、市場もできる限り協力しながら、新しい専門部署等において地権者に同意してもらえるよう交渉を丁

寧に進めてもらいたい。

(質問)

プレミアム付きデジタル商品券事業の9月15日時点の申込状況について、マイナンバーカード枠が4万476セットで約40%、一般枠が9,586セットで約10%に対して、紙タイプは19万7,284セットで約100%という説明があり、まだまだ紙媒体を利用する人が多いという印象を受けた。

紙タイプの販売は本日まで、デジタルは9月30日まで申込期間があり、紙タイプは上限を超え、デジタルは達しないと思われる。本事業の狙いの1つに市民生活のデジタル化の浸透があるので、デジタル商品券の一般枠の申込みが増えるように努める必要があると思うものの、紙タイプの需要が多いのなら、デジタルとの間で融通を利かせたらよいとも思う。

紙タイプの申込みが上限を超えた場合、抽選にして、デジタル分の余りを追加販売するのか。販売方針を説明してもらいたい。

(答弁)

若い世代を中心に、スマートフォン決済が普及しているとはいえ、紙タイプ商品券のほうが使い勝手がよいと思われたのだろうと考えている。

デジタル商品券は15歳以下でも購入できるものの、一人一人アプリをインストールして申し込まなければならない。例えば、スーパーでの買物に利用しようとすると、紙タイプなら家族分を1人に預けて使えるが、デジタル商品券で家族分を使おうとするとスマートフォンを預けなければならない。

ほかにも、アプリのインストールが面倒であるとか、マイナンバーカード枠は暗証番号の入力が難しいといった意見があり、売行きに差が出ているのではないかと考えている。

申込件数が販売数に満たなかった場合、追加販売しようと考えており、2次販売におけるデジタルと紙タイプの割り振りについて検討しているところである。1次販売の結果を踏まえて決定したい。

(質問)

紙タイプ商品券の申込みが上限を超えたら抽選して、当たらなかった人には2次販売を案内する通知を送るような形になるのか。

(答弁)

そうである。1セットのみ申し込んでいる人や家族全員で2セット申し込んでいる人などいろいろなパターンがあるので、応募多数により抽選となる場合は、申込状況を分析して、なるべく多くの人に利用してもらえるようにしたいと考えている。

(要望)

デジタル商品券に関して、マイナンバーカードの普及やデジタル化の浸透のために、プレミアム率を10%大きくしたマイナンバーカード枠を設けたものの、結果を見ると、紙タイプも同時に実施すると、事業目的がそがれてしまったように思う。

専用アプリの作成にも費用がかかっていると思われるので、せつかくの事業の趣旨が市民にきちんと伝わるよう努めてもらいたい。

また、前回のプレミアム付き商品券事業のときには、郵便局でチラシをもらうなど、今回よりも広報されていたように思う。2次販売があるのなら、より利用してもらえるように広報に努めてもらいたい。

(質問)

姫路市中小企業等事業復活支援金について、当初の見込みよりも申請が多く、追加の補正予算を組んで全ての申請者に支援が行きわたるようにすると説明があった。当初見込みがどうだったのかとは思っているものの、よいことだと思う。

同支援金について、支給要件に市の中小企業等一時支援金を受給していないことがあり、それが約2,100者という説明があった。資料には、中小企業等一時支援金の対象が約2,600者、約500者が枠外となっているが、どのような意味なのか。

(答弁)

同支援金の受給要件として、国の事業復活支援金を受給していること、及び市の中小企業等一時支援金を受給していないことなどがある。

国の事業復活支援金の受給者は約9,900者ある。また、市の中小企業等一時支援金を支給しているものが約2,600者で、そのうち国の事業復活支援金も受給しているものが約2,100者あった。

つまり9,900者のうち2,100者が対象外となるため、同支援金の申込見込み件数は約7,800者である。

(質問)

市の中小企業等一時支援金は受け取っているが、国

の事業復活支援金の支給対象にならない事業者が約500者あるのか。

(答弁)

そうである。様々な支援制度が重なり合っているの
で、ある支援制度の要件に合った者の全てがほかの制
度でも要件に合致するわけではない。

中小企業等事業復活支援金については、対象者数が
明確になってきたので、追加補正をしようとするところ
である。

(質問)

申請受付期間が9月20日までであるが、今のところ
申請は約7,800者に達していないのか。

(答弁)

まだである。

(要望)

コロナ禍や物価高騰によって打撃を受けた経済を
下支えできるよう、全ての事業者支援が行きわたる
ようにするとともに、事業者とやり取りする中で、経
済の活性化を図れるよう努めてもらいたい。

(質問)

新市場へ移転する意向の事業者数が2者減ったと
いうことであるが、今、区画が2つ残っているのか。

(答弁)

減った2者の区画は、移転予定の事業者のうち、手
狭なので空いているのなら欲しいというところが使
用するので、区画は埋まっている。

先ほどの答弁で言ったが、移転しないと言っていた
事業者の中に、空き区画があるのなら行ってもよいと
いうところがあるので、今後、さらに減った場合は、
市場の組合等で話し合ってもらい、行ってもよいとい
うところに空き区画を当てるか、もしくは、もう少し
区画が欲しいと言っている事業者に割り振るかして
空き区画が生じないようにする。

ただ、開設者としては、新市場がにぎやかになるよ
うにできるだけ多くの事業者に移転してもらいたい
という思いはある。

(質問)

当初思っていたより移転事業者が少ないが、区画が
埋まるめどがついたらよいということなのか。

(答弁)

現時点で、空き区画はない状態である。

(質問)

教育委員会に聞くべきかもしれないが、市場跡地に
ついて、1筆でも買収できなかったら、全部を買わな
いということなのか。

(答弁)

全体の整備計画等については、教育委員会がこれか
ら決めることになるが、敷地の真ん中の辺りの土地の
地権者が売らないと言えば難しいと思うが、端のほう
であれば買えなくても構わないということになるか
もしれない。それに関しては、教育委員会が判断する
ことである。

(質問)

市場敷地のうち、借地がどの辺りにあるのか示した
地図を提示してもらいたいどうか。

(答弁)

少し時間をもらいたい。

(委員会中に資料配付)

(質問)

市場を移転するかどうか協議していたとき、施設の
老朽化はもちろん、毎年借地料が大きくかかっている
ことが非常に大きな問題になっていた。現在地のまま
改修する場合と、移転する場合のコストを比較すると、
移転するほうが安いという説明があり、最終的に移転
しようという結論になったと記憶している。

新たな市立高校をつくるときには、必ず用地を買収
するのか、それとも借地になってもつくるのか。その
点については、既に決まっているのか。

(答弁)

買収である。

(質問)

地権者への通知には、その旨を記載していたのか。

(答弁)

今回の通知にも載せているが、従前から地権者には、
跡地を市が利用する場合は買い取るという市の意向
を知らせている。借地は解消していくというのが市の
方針であり、それに逆らうつもりはない。

ただ、何度か地権者にアンケートを取ったが、地権
者の意向は様々である。

(質問)

買収の合意が得られなかった場合、土地の賃料はか
かり続けるのか。

(答弁)

賃貸借契約上、市場を解体して更地になった時点で契約が切れるため、それ以降の賃料は発生しない。

しかし、覚書に区画整理するという一文があるため、それに関する協議はする。

(質問)

買取価格は、交渉次第なのか。それとも、路線価としての価格になるのか。

(答弁)

用地買収に関しては、別の部署が担当するので分かりかねる。

(質問)

これまで借地料として幾らぐらい支払われてきたのか。

(答弁)

昭和 28 年から賃貸借契約を結んでいるが、初めは 1 反当たり何石という米を基準にした単価であったため、金額を提示できない。

金額が明らかになるのが昭和 54 年以降であり、昭和 54 年から現在までの間に、約 64 億円を支払っている。

金額については、3 年ごとに見直している。

(質問)

年間では幾らぐらいなのか。

(答弁)

現在は、約 1 億 3,600 万円である。昭和 54 年から令和 3 年までの 42 年間の平均値は、約 1 億 5,200 万円になる。

(質問)

かなり長い年月、契約し続けており、相当な金額を支払っている。

今後、約 6 割の民有地の全ての取得を目指すことになると思うが、長い間賃料を支払ってきている上、学校という公共的なものをつくる目的のためなのだから買取りに応じてもらえるような法的な根拠は何かないのか。

(答弁)

知る限りではない。

市場の運営は、卸売市場特別会計の中で行っていることから、これまであえて積極的に借地を購入してこなかった。

地権者から市に買取りしてもらいたい旨の申出があったときには購入したが、その場合は、基本的に借地借家法の関係で実勢価格の 4 割で購入してきた。

ただ、賃貸借契約が切れてしまうと 10 割の価格での購入になる。市全体としては損になってしまうが、あくまでも学校新設という別の目的になるため、今まで 4 割で買っていたものが 10 割になると思われる。

(要望)

話合いはもちろん大切であるが、法律等を十分に活用しながら進めてもらいたい。

(質問)

道の駅の進捗状況を説明してもらいたい。

(答弁)

令和 4 年 3 月に道の駅姫路基本計画を取りまとめたところである。

今後のスケジュールとしては、現在、用地が農地であるため、造成に向けた基本設計に着手したところである。

また、道の駅において、特産品の販売やレストランの運営等は民間事業者任せの予定のため、民間事業者の意見を聞きながら、今後、施設計画を決定していく。事業者の募集条件や要求水準書などの検討を進め、来年度に事業者を決定したいと考えている。

(質問)

同基本計画には、様々なコンセプトがあるが、全部入れられるのか。

(答弁)

道の駅は、平成 5 年に国土交通省によってつくられた制度であり、道の駅として登録されるためには、24 時間誰でも無料で使える駐車場とトイレ、運転者への道路情報や地域の観光情報等の提供、及び特産物の販売や地域の食材を使ったレストラン等が必須である。

計画にはいろいろなことが書かれているが、必須の機能以外については、これから精査して取捨選択していく。

(質問)

過去に宿泊施設の話も出ていたが、事業者への声かけ等は進んでいるのか。

(答弁)

国庫補助金が当たるのは、国土交通省から道路の休憩施設としての部分、また、内閣府の地方創生拠点整

備交付金から特産物の販売やレストラン等としての部分である。それ以外の部分については国の補助がないので、宿泊施設の導入については、今のところ考えていない。

(質問)

今の敷地内に収まるだけのものにしていくという理解でよいのか。

(答弁)

そうである。

国道に面した道の駅となるため、できれば国道の管理者である兵庫県と一緒に整備して、道路の休憩施設については県が主体となって整備してもらえたらという思いがある。今後の兵庫県との協議の中で、必要な施設を決めていきたい。

(要望)

兵庫県と連携して、利用者にとって利便性の高い施設になるように、丁寧に検討してもらいたい。

産業局終了 **11時35分**

【予算決算委員会経済観光分科会（産業局）の審査】

農業委員会事務局 **14時15分**

質問 **14時15分**

質問なし

農業委員会事務局終了 **14時16分**

意見取りまとめ **14時17分**

(1) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

意見取りまとめ終了 **14時18分**

【予算決算委員会経済観光分科会の意見とりまとめ】

協議事項 **14時19分**

(1) 所管事務調査の報告について

・実施しないことに決定。

(2) 行政視察について

・実施しないことに決定。

閉会 **14時28分**